

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

1 意見聴取概要

フルムーンインターナショナルこども園おたけの利用定員を令和 7 年 4 月 1 日から変更するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 2 項の規定により、意見を聴取するものです。

参 考

【子ども・子育て支援法】

第 31 条第 2 項 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 利用定員の設定を定める教育・保育施設

公立/ 私立	施設名 (運営法人)	施設所在地	施設種別
私立	フルムーンインターナショナルこども園おたけ (社会福祉法人宙)	大竹市東栄一丁目 8 番 33 号	幼保連携型 認定こども園

【 変 更 前 】

利用定員（人）							
3 号			2 号			1 号	計
0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	3～5 歳	
9	12	15	15	15	15	15	96

【 変 更 後 】

利用定員（人）							
3 号			2 号			1 号	計
0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	3～5 歳	
10	14	20	20	20	20	15	119

3 変更理由

近年の利用者増による変更